

発注工事に関し、寄せられた質問と回答

工事名 一般国道44号 釧路町 上別保改良工事

質問日	質問内容	回答内容
平成31年2月27日	<p>見積参考資料の積算上の実工事期間について</p> <p>見積参考資料の「積算上の実工事期間」及び「間接工事費に関する全体工事期間」が平成31年4月10日から平成32年3月10日までとなっておりますが、実際の入札及び開札日程と異なっているのですが、どちらが正しいのかご教示願います。</p>	<p>「積算上の実工事期間」及び「間接工事費に関する全体工事期間」は平成31年4月24日から平成32年3月10日までが正しいです。なお、「見積参考資料」を差し替えます。詳細については入札説明書等ダウンロードシステム「注意事項」を参照願います。</p>
平成31年3月4日	<p>再生骨材のゾーンについて</p> <p>特記仕様書の総則－総則－20 8. その他に再生骨材はゾーン7とあるが、本工事はゾーン4エリア内で施工するがゾーン7で良いかご教示願います。</p>	<p>再生骨材ゾーンは、4が正しいゾーンです。「特記仕様書」を差し替えます。詳細については入札説明書等ダウンロードシステム「注意事項」を参照願います。</p>
平成31年3月5日	<p>建設木くずの取扱いについて</p> <p>特記仕様書の総則－総則－29の建設木くずの処理施設が（株）共和サービスとあるが、住所及び許可番号によると（株）栄和サービスになっているのでご教示願います。</p> <p>又、（株）栄和サービスの場合は当該住所では、解体材のみの受入れであり、伐木については釧路市知人町の施設での受入れとなるのでご教示願います。</p>	<p>処理施設名称は（株）栄和サービス、運搬場所は釧路市知人町3番1号が正しい処理施設名称と運搬場所です。「特記仕様書」を差し替えます。詳細については入札説明書等ダウンロードシステム「注意事項」を参照願います。</p>
平成31年3月15日	<p>建設発生木材処理施設について</p> <p>特記仕様書総則-29において建設木くず処理施設は（株）栄和サービスとの指定がありますが、当処理施設においては解体材のみの受け入れ施設であり、伐木・伐根物の処理施設及び運搬距離についてどのように考えればよいのかご教示願います。</p>	<p>管理番号000003を参照願います。</p>